

第1回第10採択地区教科用図書採択協議会 議事録

開催年月日	平成27年4月24日（金）	
開催場所	ふじみ野市保健センター 健診室	
開催時間	14:00 ～ 15:00	
教育委員会	出席者	
富士見市	小野寺 巧 教育委員長	森元 州 教育長
坂戸市	(吉本 祐一 教育委員長) 欠席	島田 知良 教育長
鶴ヶ島市	石澤 良浩 教育委員長	浅子 藤郎 教育長
ふじみ野市	富田 信太郎 教育委員	朝倉 孝 教育長
三芳町	松本 長治 教育委員長	桑原 孝昭 教育長
毛呂山町	村本 洋 教育委員長	栗田 博 教育長
越生町	浅見 登 教育委員長	吉澤 勝 教育長
	事務局	
	教育部長	中野 則之
	副参事兼学校教育課長	三宅 雅生
	学校教育課主幹兼学校管理係長	山崎 直樹
	学校教育課指導係長	星野 和久
	学校教育課指導主事	鈴木 達也
会 議 議 事 録		
第10採択地区教科用図書採択協議会 第1回採択協議会	<p>(司会) ふじみ野市教育委員会副参事兼学校教育課長 三宅 雅生</p> <p>(出席者) 上記</p>	
1 開 会	<p>(司会)</p> <p>ただ今より、第10採択地区教科用図書採択協議会 第1回採択協議会を開催します。私は、会長が決まるまでの間、進行を務めさせていただきますふじみ野市教育委員会 副参事兼学校教育課長 三宅と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>なお、本会議は議事録を作成いたしますので、録音をさせていただきますことをあらかじめ御承知おきいただきますようお願い申し上げます。</p>	
2 あいさつ	<p>(司会)</p> <p>はじめに、本市教育長 朝倉 孝より、ごあいさつ申し上げます。 (ふじみ野市教育委員会 朝倉 孝 教育長)</p> <p>本日は、公務御多用の中、ふじみ野市にお越しいただき、誠にありがとうございます。ふじみ野市教育委員会でございますが、採択協議</p>	

	<p>会の順番で、今年度は、本市が事務局を務めさせていただきます。事務局と言うことで、僭越ながらごあいさつをさせていただきます。</p> <p>皆様には、日頃より、各市町の教育活動のより一層の充実のために、ご尽力いただいていることに深く感謝を申し上げます。</p> <p>昨年度の小学校教科用図書採択に引き続き、本日、各市町教育委員会のご協力のもと、中学校教科用図書採択に向け、第1回の採択協議会を開催することとなりました。</p> <p>昨今における、いろいろな教科書等における選定につきましては、今後の21世紀型スキルを身につけた児童生徒の育成のために、教科書採択は重要な位置を占めていると考えております。</p> <p>このような背景の中で、各市町が十分な研究を進めていただき、この採択協議会にお持ちいただければと思います。第10採択地区の市町教育委員会が協力して、教育活動の根本ともいえる教科用図書採択事務の運営に関し、公正・公平でかつ慎重な協議となりますことを、願っております。</p> <p>本日の第10採択地区教科用図書採択協議会が円滑に進行し、法令に準じた教科用図書採択が行われますことを御期待申し上げ、あいさつとかえさせていただきます。本日は、よろしく願いいたします。</p>																														
<p>3 第10採択地区教科用図書採択協議会委員名簿について</p> <p>4 協議1 第10採択地区教科用図書採択協議会</p>	<p>(司会)</p> <p>次に、第10採択地区教科用図書採択協議会委員につきまして、ご紹介させていただきます。</p> <table border="0"> <tr> <td>鶴ヶ島市教育委員会委員長</td> <td>石澤 良浩 (いしざわ よしひろ)様</td> </tr> <tr> <td>同教育長</td> <td>浅子 藤郎 (あさこ ふじお)様</td> </tr> <tr> <td>越生町教育委員会委員長</td> <td>浅見 登 (あさみ のぼる)様</td> </tr> <tr> <td>同教育長</td> <td>吉澤 勝 (よしざわ まさる)様</td> </tr> <tr> <td>毛呂山町教育委員会委員長</td> <td>村本 洋 (むらもと ひろし)様</td> </tr> <tr> <td>同教育長</td> <td>栗田 博 (あわた ひろし)様</td> </tr> <tr> <td>三芳町教育委員会委員長</td> <td>松本 長治 (まつもと ながはる)様</td> </tr> <tr> <td>同教育長</td> <td>桑原 孝昭 (くわはら たかあき)様</td> </tr> <tr> <td>坂戸市教育委員会委員長</td> <td>吉本 祐一 (よしもと ゆういち)様</td> </tr> <tr> <td></td> <td>本日欠席です。</td> </tr> <tr> <td>同教育長</td> <td>島田 知良 (しまだ かずよし) 様</td> </tr> <tr> <td>富士見市教育委員会委員長</td> <td>小野寺 巧 (おのでら たくみ)様</td> </tr> <tr> <td>同教育長</td> <td>森元 州 (もりもと しゅう)様</td> </tr> <tr> <td>ふじみ野市教育委員会教育長職務代理者</td> <td>富田 信太郎(とみた しんたろう)様</td> </tr> <tr> <td>同教育長</td> <td>朝倉 孝(あさくら たかし)様</td> </tr> </table> <p>以上でございます。</p> <p>(司会)</p> <p>それでは協議に入りたいと思います。</p> <p>協議1 第10採択地区教科用図書採択協議会要綱についてです。</p> <p>事務局より提案をお願いします。</p> <p>(事務局)</p> <p>資料 3ページをご覧ください。第10採択地区教科用図書採択協議会要綱(案)について、読み上げさせていただきます。</p>	鶴ヶ島市教育委員会委員長	石澤 良浩 (いしざわ よしひろ)様	同教育長	浅子 藤郎 (あさこ ふじお)様	越生町教育委員会委員長	浅見 登 (あさみ のぼる)様	同教育長	吉澤 勝 (よしざわ まさる)様	毛呂山町教育委員会委員長	村本 洋 (むらもと ひろし)様	同教育長	栗田 博 (あわた ひろし)様	三芳町教育委員会委員長	松本 長治 (まつもと ながはる)様	同教育長	桑原 孝昭 (くわはら たかあき)様	坂戸市教育委員会委員長	吉本 祐一 (よしもと ゆういち)様		本日欠席です。	同教育長	島田 知良 (しまだ かずよし) 様	富士見市教育委員会委員長	小野寺 巧 (おのでら たくみ)様	同教育長	森元 州 (もりもと しゅう)様	ふじみ野市教育委員会教育長職務代理者	富田 信太郎(とみた しんたろう)様	同教育長	朝倉 孝(あさくら たかし)様
鶴ヶ島市教育委員会委員長	石澤 良浩 (いしざわ よしひろ)様																														
同教育長	浅子 藤郎 (あさこ ふじお)様																														
越生町教育委員会委員長	浅見 登 (あさみ のぼる)様																														
同教育長	吉澤 勝 (よしざわ まさる)様																														
毛呂山町教育委員会委員長	村本 洋 (むらもと ひろし)様																														
同教育長	栗田 博 (あわた ひろし)様																														
三芳町教育委員会委員長	松本 長治 (まつもと ながはる)様																														
同教育長	桑原 孝昭 (くわはら たかあき)様																														
坂戸市教育委員会委員長	吉本 祐一 (よしもと ゆういち)様																														
	本日欠席です。																														
同教育長	島田 知良 (しまだ かずよし) 様																														
富士見市教育委員会委員長	小野寺 巧 (おのでら たくみ)様																														
同教育長	森元 州 (もりもと しゅう)様																														
ふじみ野市教育委員会教育長職務代理者	富田 信太郎(とみた しんたろう)様																														
同教育長	朝倉 孝(あさくら たかし)様																														

<p>要綱について</p>	<p>第10採択地区教科用図書採択協議会要綱(案)</p> <p>(協議会の趣旨)</p> <p>第1条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第13条及び埼玉県教科用図書採択地区の設定(平成25年教委告示第41号)に基づき、第10採択地区内の地域である富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町及び越生町(以下「第10採択地区」という。)の教科用図書採択について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(協議会の設置)</p> <p>第2条 第10採択地区に平成27年度第10採択地区教科用図書採択協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>(協議会の所掌事務)</p> <p>第3条 協議会の所掌事務は、第10採択地区内の市町立中学校において使用する教科用図書の採択について協議するものとする。</p> <p>(協議会の事務局)</p> <p>第4条 協議会の事務局は、ふじみ野市教育委員会事務局内に置く。</p> <p>(協議会の構成)</p> <p>第5条 協議会は、委員14人をもって組織し、採択地区内の教育長及び教育委員会委員の代表1名を委員として構成する。</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第6条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。 <p>(会議)</p> <p>第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 会議は、採択地区内の全ての教育委員会が参加し、かつ委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。 5 協議会に事務担当者を置き、会長が委嘱する。 <p>(専門員)</p> <p>第8条 協議会に、教科用図書の調査研究を行う専門員を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 専門員は、採択地区内の学校の校長、教頭、主幹教諭又は教諭のうちから充てるものとし、教科ごと(ただし、書写を加える)に4名以上10名以下(うち、校長又は教頭1名を含む。)とする。 3 専門員は、協議会で協議の上、会長が委嘱する。 4 専門員の選任に当たっては、適任者を得られるよう努めるとともに、公正を期するものとする。 5 専門員は、県教育委員会から示された教科用図書選定のための資料等に基づき調査研究し、研究結果を協議会に報告する。
---------------	---

(司会)

ただいま、事務局の方から第1条、協議会の趣旨。第2条、協議会の設置。第3条、協議会の所掌事務。第4条、協議会の事務局。第5条、協議会の構成。第6条、会長及び副会長。第7条、会議。第8条、専門員について、事務局より説明がありました。

ご意見等がありますか。

(委員)とくになし。

(司会)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、要綱の第1条から第8条について、皆様方のご了解をいただきました。それでは、残りの要綱第9条から第15条及び附則までの説明をお願いします。

(事務局)続きまして、4ページをご覧ください。

(学校における研究結果の聴取)

第9条 協議会は、採択地区教育委員会教育長を経て、校長からその学校における教科用図書研究の結果についての報告を求めるものとする。

(保護者等の意見・感想等の聴取)

第10条 協議会は、採択地区教育委員会教育長を経て、教科書展示会における保護者等の教科用図書に対する意見・感想等を求めるものとする。

(協議会の公開)

第11条 協議会は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(選定方法)

第12条 教科用図書の選定は、第8条第5項の報告及び埼玉県教育委員会が作成した選定資料並びに、第9条及び第10条の報告等を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する。

2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。

3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。

4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

(選定した教科用図書の通知)

第13条 前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく採択地区内の教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選定した理由を通知するものとする。

(議事録及び協議会資料の公表)

第14条 協議会の議事録及び資料については、遅滞なく公表する。

(予算)

第15条 協議会に要する経費は、採択地区内教育委員会の負担とする。

附 則

(施行期日)

<p>(2) 協議 2 第10採択地区教科用図書採択協議会正副会長の選出について</p>	<p>1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 (この要綱の失効)</p> <p>2 この要綱は、採択地区内の市町教育委員会における平成28年度使用中学校用教科用図書の採択に係る事務が終了した日にその効力を失う。 (司会) ただいま、事務局から第9条、学校における研究結果の聴取。第10条、保護者等の意見・感想等の聴取。第11条、協議会の公開。第12条、選定方法。第13条、選定した教科用図書の通知。第14条、議事録及び協議会資料の公表。第15条、予算、付則について、説明がありましたが、ご意見等はありませんか。 (委員) 特になし。 (司会) よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、要綱の第9条から第15条及び附則について承認をされました。これで、「第10採択地区教科用図書採択協議会要綱」は、提案通りに承認をされました。ありがとうございます。 資料の第10採択地区教科用図書採択協議会要綱について(案)の案の字を消してください。 (司会) 続きまして、協議2 会長・副会長の選出を行いたいと思います。選出方法につきまして、事務局よりご説明いたします。 (事務局) 要綱第6条で、会長及び副会長につきましては、互選となっておりますが、事務局案としまして、会長にふじみ野市教育委員会 朝倉 孝 教育長、副会長に鶴ヶ島市教育委員会 石澤 良浩 (いしざわ よしひろ) 教育委員長を提案いたします。以上でございます。 (司会) ただいまの事務局案でよろしいでしょうか。 (委員) 異議なし。 (司会) それでは、会長、副会長が選出されましたので、今後の進行は、朝倉会長に議長を、石澤副会長に副議長をお願いいたします。 (会長) 改めまして、会長及び議長を務めさせていただきます、ふじみ野市教育委員会教育長 朝倉 孝と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。 今回の第1回教科用図書採択協議会につきましては、平成28年度から使用する中学校用の教科用図書を選定するに当たり、協議会としての決め事を定める会議でございます。 会議を円滑に進めていくため、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。簡単ですがあいさつとさせていただきます。 (副会長) 副議長となりました鶴ヶ島市教育委員長の石澤 良浩と申します。よろしくお</p>
--	--

<p>公開・非公開の確認</p>	<p>(議長)</p> <p>それでは協議を続けさせていただきます。</p> <p>はじめに、要綱の第11条の協議会の公開について、「協議会は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。」と書かれております。会議は原則「公開」となりますが、本日の協議を進める上で「非公開」とすべき項目があるか確認したいと思います。</p> <p>資料に協議1から8とその他の9まであります。協議1、協議2につきましてはすでに、承認していただきましたが、以下の協議3から協議8までにおいて、非公開とすべきものがあるかどうか、確認をしていきたいと思っております。この件について、事務局では何か意見はありますか。</p> <p>(事務局)</p> <p>原則、協議会は公開であります。教科書採択につきましては、適正かつ公正であることが必要となります。特に協議3 第10採択地区専門員・事務担当者の委嘱については、外部からの働きかけにより、採択の適正・公正の確保に関しまして、問題があるなどの懸念がされますので、非公開とすることを提案するものでございます。</p> <p>参考までに、昨年度の小学校教科用図書採択に係る第1回採択協議会におきましては、専門員・事務担当者の委嘱の部分を、『非公開』といたしました。</p> <p>(議長)</p> <p>事務局から、協議3 第10採択地区教科用図書採択協議会専門員・事務担当者の委嘱について、基本的な考え方ということで原則、会議は公開とするがその内容の性質上、外部からの働きかけにより、採択の適正・公正の確保に関しまして、問題がある場合については、「非公開」とすることが有り得るとの提案がありました。</p> <p>協議3の第10採択地区専門員・事務担当者の委嘱につきまして、ご意見はございますか。</p> <p>(委員) 非公開に賛成。</p> <p>(議長)</p> <p>協議3について、第10採択地区教科用図書採択協議会は非公開とさせていただくことについて、出席した委員の3分の2の多数決で決定しますので挙手をお願いします。</p> <p>(委員) 全員挙手。</p> <p>(議長)</p> <p>全員が挙手ということで、協議3、第10採択地区教科用図書採択協議会専門員・事務担当者の委嘱の件につきましては、非公開とさせていただきます。</p>
------------------	---

<p>(3) 協議3 第10採択地区専門員・事務担当者の委嘱について</p>	<p>ます。 これ以外に、非公開とする部分については、ありますか。 あとは、よろしいですか。</p> <p>(委員) 特になし。 (議長) 協議3については、非公開とすることが決定しました。 (議長) それでは、大変申し訳ありませんが、傍聴者の皆様は係の者の誘導に従い、協議3の間、ご退席をお願いいたします。</p>
--	--

<p>(4) 協議 4 平成27年度第10採択地区教科用図書採択協議会予算について</p>	<p>(議長) 次に、協議4に入ります。平成27年度第10採択地区教科用図書採択協議会予算について協議します。事務局から提案をお願いします。</p> <p>(事務局) 資料8ページをご覧ください。協議4 平成27年度第10採択地区教科用図書採択協議会予算でございます。要綱の第15条に基づきまして、収入の部について、各市町から負担金といたしまして、2万円ずつお願いし、14万円を予算として計上しております。また、昨年度からの繰越金が37,344円ありまして、合計177,344円を収入の部に計上しております。</p> <p>一方、支出につきましては、会場借り上げ料などの会議費、消耗品購入のための需用費、第10採択地区教科用図書採択協議会の会長印などの備品購入費、予備費などの支出を予定しております。以上が提案でございます。</p> <p>(議長) 資料 8ページ、平成27年度第10採択地区教科用図書採択協議会予算について、各市町から2万円ずつを頂戴し14万円。繰越金が37,344円ですので、収入は177,344円となります。支出の方は、会議費、需用費、備品購入費、予備費等で177,344円ということになっております。これについて、何か質問等があればお願いします。</p> <p>(委員) 特になし。</p> <p>(議長) それでは、協議4 平成27年度第10採択地区教科用図書採択協議会予算については、提案のとおりでよろしいでしょうか。挙手をお願いします。</p> <p>(委員) 全員挙手。</p> <p>(議長)それでは全員挙手で承認されました。案の字を消してください。</p> <p>(議長) 続いて協議5 今後の教科用図書採択に関わる日程について協議します。事務局から提案をお願いします。</p>
<p>(5) 協議 5 今後の教科用図書採択に係る日程について</p>	<p>(議長) 続いて協議5 今後の教科用図書採択に関わる日程について協議します。事務局から提案をお願いします。</p>

(事務局)

資料 9ページ、協議5 今後の教科用図書採択に関わる日程についてでございます。一覧表になっております。本日が4月24日、表の一番上でございます。この後、第2回採択協議会でございますが、表の中段、7月27日に予定しております。専門委員会の実施日等は、教科書採択における静謐な環境を保つ観点から、空欄とさせて頂いております。専門員会の日程につきましては、改めて送付させていただきます。

また、教科書展示会でございますが、三芳町役場、坂戸市教育センターの2箇所におきまして、6月19日から7月上旬にかけて14日間の開催を予定しております。7月27日(月)には、第2回採択協議会を開催いたします。そこで、第10採択地区といたしまして教科書の選定を行います。その後、8月上旬までに各市町におきまして、教育委員会議を開催していただきまして第2回採択協議会の選定結果を踏まえて、採択を進めていただきたく、本計画を提案させていただきます。

(議長)

資料9ページが、今後の教科用図書採択に関わる日程についてでございます。ここにいらっしゃる皆様方が次に出ていただくのは、7月27日の月曜日を予定しております。場所は、大井総合支所2F「ゆめポルト」でございます。この日は全日になる予定です。その場で、教科書の選定をする日でございます。

その後、各市町の教育委員会で第10採択地区の選定結果をもとに採択していただいて、決まり次第、私どもの方まで報告をしていただければと思います。

また、教科書展示会が6月19日から14日間ということになっております。協議5の今後の日程についてご質問等があれば、お願いします。

(吉澤委員) 6月19日から14日間というと、7月にはかからないのではないかと。

(事務局) 6月の19日から10日間は6月中、残りの4日間は7月にかかってくるということです。それから、展示会場につきまして、休館日等で若干違ってきますが、7月上旬までとなります。

(桑原委員) 日曜日は、休みになるところもある。

(議長) よろしいでしょうか。

(吉澤委員) はい。

(議長) 改めて、日にちについては連絡があります。他にありますか。事務局からは、昨年同様2回の提案ですがいかがでしょうか。

(森元委員)

原案と示されている案については、7月27日の第2回の採択協議会で専門員が調査研究したものを報告する。その後同日に採択するとなっているが、今からなかなか日程調整が難しいが、可能であれば、この間に専門員の調査研究を入れて、それを踏まえて、各委員会の持ち帰り、深めた後、採択協議会で選定していくほうが、より公正公平な採択が出来るのではないかと。調査研究してすぐ採択というよりよいのではないかと。

(議長)

富士見市さんのほうから、昨年度通りであると、研究報告を各市町に

	<p>持ち帰る時間が無いので、その場で決めなければならない。公正公平な採択をするには、持ち帰ってさらに詰めて、議論したのを持ち寄って採択した方がよいのではというご提案でした。いかがでしょうか。</p> <p>(桑原委員)</p> <p>専門員さんがまとめる時間が確保できるか心配である。かなりタイトなスケジュールになる。専門員さんと打合せをしっかりと、スケジュールを確認できれば可能であると思う。</p> <p>(議長)</p> <p>三芳町さんより、学期末で、かなりタイトなスケジュールになるというご意見がありましたが、より公正公平な採択を考えた場合、今のご意見を十分考慮して、事務局と専門員でよく協議した上で、可能な日程を決めていきたいと思えます。いかがでしょうか。</p> <p>(島田委員)</p> <p>可能であれば、もう1回持っただけであれば、なおよい。桑原委員さんの意見を考慮して、日程をよく考えて組んでほしい。</p> <p>(議長)</p> <p>7月27日以降は、県へ報告を考えると後ろへ伸ばせないで、7月27日以前で、教科書展示会後を考えると7月の中旬ごろを目途に第2回を、第3回は7月27日でご提案させていただきます。よろしいでしょうか。</p> <p>(委員) 異議なし。</p> <p>(議長) それでは、協議5については、第2回は7月中旬、第3回は7月27日でよろしいでしょうか。それ以外は同じで、よろしければ挙手をお願いします。</p> <p>(委員) 挙手多数。</p> <p>(議長) 3分の2以上ですので、そのように進めさせていただきます。ありがとうございます。</p> <p>続いて協議6 教科用図書選定の方法について協議します。事務局より提案をお願いします。</p> <p>(事務局)</p> <p>資料10ページ、教科用図書の選定方法についてでございます。要綱第12条に係る内容となっております。教科書の選定方法につきましては、昨年度の小学校の教科用図書の選定と同じ方法で行いたいと考えております。教科書選定用紙といたしまして、選定をおこなう教科用図書採択協議会におきまして使用するものを資料にのせてございます。その際に各委員の皆に、教科ごとにこのような選定用紙を配付させていただきます。教科ごとに専門員の代表者が、教科用図書の調査研究結果の報告発表を行いまして、質問と協議を経た後、委員の皆様にご選定をさせていただきます。その際、各委員の皆様が相応しいと思われる教科書につきまして、選定用紙の左側の「選定」欄に○印を記入していただき投票という形となっております。</p> <p>その選定を、国語から始め、書写、社会というふうに全ての教科について行います。</p>
<p>(6) 協議6 教科用図書の選定 の方法について</p>	

	<p>以上が提案でございます。</p> <p>(議長) 事務局へ確認したいのだが、協議5で協議会を1回増やしました。第2回で専門員の調査研究報告をしようが、第3回でも専門委員長に来てもらって、改めて質問を受けてもらうよう同席してもらうことが必要であると思う。委員の皆さんはでいかがでしょうか。</p> <p>(委員)よいです。</p> <p>(議長)事務局はいかがですか。</p> <p>(事務局)よいです。</p> <p>(議長)それでは、第3回にも専門委員長が出席します。その流れの中で選定方法についていかがでしょうか。挙手をお願いします。</p> <p>(委員) 挙手多数。</p> <p>(議長) それでは協議6 教科用図書選定の方法は、提案のとおりとします。案の字を消してください。</p>
<p>(7) 協議 7 学校における研究結果の聴取について</p>	<p>(議長) 続いて、協議7 学校における研究結果の聴取について協議します。事務局より提案をお願いします。</p> <p>(事務局) それでは、資料 11ページ、協議7 学校における研究結果の聴取についてをご覧ください。要綱第 9 条に基づきまして、教科書展示会において、各中学校の教職員に、それぞれの教科書の調査研究をしていただき、用紙でございます。各学校から出された意見につきましては、各市町で集計または集約し、事務局まで報告願います。事務局で取りまとめて、次回の教科用図書採択協議会の資料とさせていただきます。以上でございます。</p> <p>(議長) 第9条「協議会は、採択地区教育委員会教育長を経て、校長からその学校における教科用図書研究の結果についての報告を求めるものとする。」とあります。7市町の研究結果について、提出を受け、選定の際の参考資料とする。という説明がありました。これについて、何か質問はありますか。</p> <p>(委員)異議なし。</p> <p>(議長) それでは、協議7 学校における研究結果の聴取については、提案のとおりでよろしいでしょうか。挙手をお願いします。</p> <p>(委員)全員挙手。</p> <p>(議長)それでは、案の字を消してください。</p>
<p>(8) 協議 8 保護者等の意見・感想等の聴取について</p>	<p>(議長) 続いて協議8 保護者等の意見・感想の聴取について協議します。事務局より提案をお願いします。</p> <p>(事務局) 資料12ページ、協議8 保護者等の意見・感想の聴取についてございま</p>

	<p>す。要綱の第9条には協議会は、採択地区教育委員会教育長を経て、教科書展示会における保護者等の教科用図書に対する意見・感想等を求めるものとするがあります。教科書に対する意見、感想等を、広く教職員以外からも聴取するため、教科書選定の参考資料にしたいと考えております。教科書展示会場のアンケートをとりまとめ、保護者の意見として第2(3)回教科用図書採択協議会の資料とさせていただく予定です。以上でございます。</p> <p>(議長) 協議8 は、提案のとおりでよろしいでしょうか。 (委員) はい。 (議長) それでは協議8 保護者等の研究結果の聴取については、提案のとおりでよろしいでしょうか。挙手をお願いします。 (委員) 全員挙手。 (議長) それでは、案の字を消してください。 これで、予定された協議は終了となりました。表紙の(案)を消してください。 (議長) 事務局から、その他の協議事項はありますか。 (事務局) 特にありません。 (議長) 以上をもちまして、議長の任を解かさせていただきます。大変、慎重なご審議ありがとうございました。</p> <p>6 諸連絡</p> <p>(司会) 続いて、諸連絡に移ります。事務局よりお願いします (事務局) 連絡事項を3点させていただきます。 1点目、第3回採択協議会につきましては、7月27日(月)、ふじみ野市役所大井総合支所2Fゆめポルトで実施を予定しております。当日は、全日となります。よろしく申し上げます。第2回につきましては、日程を調整の上、各市町に連絡させていただきます。 2点目は、後日、各市町の負担金の振込依頼文書を送付させていただきます。よろしく申し上げます。 3点目でございますが教科書展示会は、坂戸市教育センター、三芳町役場を会場として行います。よろしく申し上げます。</p> <p>7 閉会</p> <p>(司会) それでは、第1回第10採択地区教科用図書採択協議会を閉会します。皆様、長時間の会議ご苦勞様でした。</p>
--	--